

池田市要介護認定調査個人委託の受託者募集要項

1 業務内容・登録要件

目的	要介護認定調査を専門に行う介護支援専門員に認定調査業務を委託する。
業務内容	介護保険法の規定により、要介護・要支援の認定を受けようとする被保険者の居住地に訪問して面接を行い、その心身の状況、その置かれている環境、その他厚生労働省で定める事項について調査を行う。
募集要件	① 介護支援専門員証（有効期間満了前）を有しているもので、その業務について 厚生労働省の定める基準に違反した事がないこと。 ② 都道府県又は政令市が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員（直営・委託）として一定の経験があること。 ③ 契約成立時点において、事業所等に所属していないこと。 ④ 調査に必要な交通手段及び通信手段を確保できること。 ⑤ 府や池田市が実施する認定調査員研修に参加可能な方で、認定調査員向け e - ラーニングシステムの受講が可能なこと。 ⑥ 介護支援専門員賠償責任保険等に参加できること。 ⑦ 心身ともに健康なこと。

2 申込手続、選考方法について

提出書類	① 履歴書 ② 介護保険認定調査個人委託登録申込書 ③ 介護支援専門員証の写し ④ 都道府県または政令市が実施する、認定調査員研修の修了証明書の写し（修了証明書の無い方は、都道府県もしくは政令市へ確認して下さい）
提出先	563-8666 池田市城南1-1-1 福祉部 介護保険課 認定担当
受付期間	随時受付。 開庁日 午前9時00分から午後5時00分（土日・祝日・年末年始は除く）
開始時期	市の研修を受講後、契約開始
申込・選考方法	① 申込関係書類は介護保険課窓口（市役所2階6番窓口）にて配布。ホームページよりダウンロード可。 ② 関係書類提出時に【書類・面接・e ラーニング審査】を実施するため、事前に提出日の日程調整が必要。（郵送は不可）
その他	契約期間は、契約締結日から年度末（3月31日）まで。 選考結果については、審査終了後、約2週間以内に電話にて連絡。

(注意事項)

- ① 記入は必ず申込者本人が行ってください。
- ② 提出書類の記載事項に不正があった場合は、登録を取り消す場合があります。
- ③ 提出書類は一切返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

3 委託料・条件等

委託料	調査1件につき4,400円(税込) ※池田市外かつ、認定調査員の自宅がある市町村以外の地域において認定調査を実施した場合、調査1件につき加算があり。 隣接市 1,000円 非隣接市(遠方) 2,000円
その他	① 単年度・単価契約です。認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担であり、委託料以外の支払いはなし。 ② 自己で確定申告が必要です。